

居宅介護支援契約書

重要事項説明書
居宅介護支援利用約款
居宅介護支援利用約款同意書
個人情報の提供に係る同意書

芳珠記念病院 居宅介護支援事業所

2026年1月1日改訂

芳珠記念病院居宅介護支援 重要事項説明書

年 月 日

1. 芳珠記念病院居宅介護支援事業所の概要

(1) 指定居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	医療法人社団和楽仁 芳珠記念病院居宅介護支援事業所
代表者	理事長 仲井 培雄
所在地	石川県能美市緑が丘11丁目71番地
指定事業所番号	指定番号 石川県 1712310190
サービス提供地域	原則として、能美市、能美郡

(2) 職員体制

管理者 1名 (主任介護支援専門員)

介護支援専門員 5名

(3) 営業時間

月・火・水・木・金曜日 8:30～17:15

(休日は土曜・日曜・祝日、8月15日と12月30日～1月3日)

2. 担当介護支援専門員

介護支援専門員を1人以上置きます。

※ご不明な点は、なんでもお尋ねください。

3. 利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険から直接給付されるので、自己負担はありません。

ただし、保険料を滞納された場合は、介護保険から直接給付が行われない場合がありますので、一旦利用料をお支払いいただくことがあります。

基本単価

(単位:円)

区分	要介護1・2	要介護3～5	算定内容
居宅介護支援費(Ⅰ)	10,860	14,110	介護支援専門員1人当たり取扱件数が45件未満
居宅介護支援費(Ⅱ)	5,440	7,040	介護支援専門員1人当たり取扱件数が45件以上60件未満
居宅介護支援費(Ⅲ)	3,260	4,220	介護支援専門員1人当たり取扱件数が60件以上

加算

(単位:円)

加算項目	算定	算定内容
初回加算	3,000	新規に居宅サービス計画を作成した場合。 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成した場合。 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成した場合。
入院時情報連携加算(Ⅰ)	2,500	病院又は診療所の職員に対して、利用者に関する必要な情報を入院日当日に提供した場合。
入院時情報連携加算(Ⅱ)	2,000	病院又は診療所の職員に対して、利用者に関する必要な情報を入院後3日以内に提供した場合。
退院・退所加算	算定内容参照	①カンファレンス参加なし：連携1回4,500、連携2回6,000 ②カンファレンス参加あり：連携1回6,000、連携2回7,500、連携3回9,000 退院・退所にあたり、病院等の職員と面談を行い、利用者に係る必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅及び地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合。同一利用者について、居宅及び地域密着型サービスの利用開始月に調整を行う場合に限る。入院又は入所期間中につき1回を限度とする。
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅及び地域密着型サービスの利用調整を行った場合。月2回を限度とする。
通院時情報連携加算	500	診察を受ける際に介護支援専門員が同席し、医師または歯科医師と情報共有を行った場合。
特定事業所加算(Ⅱ)	4,210	①常勤専従の主任介護支援専門員を1名以上配置している。 ②常勤専従の介護支援専門員を3名以上配置している。 ③利用者の情報やサービス提供上の留意事項などの伝達を目的とした会議を定期的に開催している。 ④24時間連絡体制を確保し、必要に応じて利用者等からの相談に対応できる体制を確保している。 ⑤介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施している。 ⑥地域包括支援センターから支援困難事例を紹介された場合でも対応できる。 ⑦高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会・研修会等に参加している。 ⑧特定事業所集中減算が適用されていない。 ⑨介護支援専門員1人あたりの利用者数が45名未満である。 ⑩介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力または協力体制を確保している。 ⑪他の法人が運営する居宅介護支援事業所と、共同で事例検討会、研修会等を実施している。 ⑫必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している。 ⑬介護保険法に基づく情報公開等を実施している。 ⑭毎月、基準の遵守状況に関する所定の記録を作成、保存している。

特定事業所医療介護連携加算	1,250	日ごろから医療機関との連携に関する取り組みを積極的に行う事業所である。 ①介護報酬に定める退院・退所加算に係る病院との連携実績。 ②介護報酬に定めるターミナルケアマネジメント加算の算定実績。 ③介護報酬に定める特定事業所加算の算定実績。
ターミナルケアマネジメント加算	4,000	自宅で最期を迎える利用者または家族の意向に基づき同意を得たうえで、主治医等の助言を得つつ、通常よりも頻回な訪問により利用者の状態変化やサービス変更の必要性を把握するとともに、そこで把握した利用者の心身の状況等の情報を主治医等や居宅サービス事業者へ提供した場合。

(2) 交通費

地域に関わらず交通費はいただきません。

(3) 解約

利用者の方はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

4. 居宅介護支援の利用方法

(1) 利用の開始

まずは、お電話等でお申し込みください。契約を締結したのち居宅サービス計画（ケアプラン）原案を提示させていただきます。

(2) 利用の終了

ア. 利用者のご都合で終了する場合

文書でお申し込みください。いつでも解約できます。

イ. 当事業所の都合で終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、終了させていただく場合があります。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業所をご紹介いたします。

ウ. 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくとも、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者の方が介護保険施設に入所した場合
- ・ご利用者の方がお亡くなりになった場合

エ. その他

ご利用者の方やその家族などが、当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継

続しがたい背信行為を行った場合は、文書で通知することにより即座に終了させていただく場合がございます。

5. 事故発生時の対応方法

居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な処置を講じます。

6. 秘密保持

業務上知り得た利用者の方に関わる個人情報については、あらかじめ同意を得た場合においてのみ取り扱い守秘義務を厳守します。

7. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の苦情相談窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

電話 0761-51-6077 FAX 0761-51-0255

担当 坂下 舞（当居宅介護支援事業所）

(2) その他の苦情相談窓口

- ・お住まいの市町村介護保険担当課
- ・石川県国民健康保険団体連合会（電話 076-231-1110）

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者等に対して芳珠記念病院居宅介護支援利用約款および重要事項説明書に基づいて重要な事項を説明しました。

事業所名 芳珠記念病院 居宅介護支援事業所
所在地 石川県能美市緑が丘11-71
説明者

芳珠記念病院居宅介護支援 利用約款

(約款の目的)

第1条 医療法人社団和楽仁 芳珠記念病院居宅介護支援事業所（以下、事業者という）は、利用者の委託を受けて、利用者に対し介護保険法令の趣旨にしたがって、居宅サービス計画の作成を支援し、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図り、居宅サービス計画作成にあたっては利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービスの種類及びその提供が不当に偏ることのないよう公平、中立に行います。

(契約期間)

第2条 本約款は、利用者が居宅介護支援利用同意書を事業者に提出したときから効力を有します。効力の期間は介護保険被保険者証記載の有効期間満了までとします。

1. 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、重要事項説明書、事業者の運営規定の改定が行われない限り、初回利用時の同意書提出をもって、サービスを利用できるものとします。

(介護支援専門員)

第3条 事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を利用者への居宅サービス計画作成支援の担当者として任命し、その選考または交替を行った場合は、利用者にその氏名を通知します。

(居宅サービス計画作成の支援)

第4条 事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画の作成を支援します。

1. 担当の介護支援専門員は、利用者およびその家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
2. 当該地域における複数の指定居宅サービス事業者に関するサービス内容等を適正に利用者およびその家族に紹介し、利用者にサービスの選択を求めます。
3. 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
4. 居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否

かを区別したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者および家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。

5. その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

第5条 事業者は、居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

1. 利用の月に自宅を訪問し、利用者およびその家族と面談を行い経過の把握に努めます。
2. 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
3. 入院または退院時に医療機関と連絡調整を行います。尚、入院時には入院先医療機関に担当の介護支援専門員の氏名等をお伝え下さい。

(施設入所への支援)

第6条 事業者は、利用者が介護保険施設への入院または入所を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹介、その他の支援をします。

(居宅サービス計画の変更)

第7条 利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画を変更します。

(給付管理)

第8条 事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、石川県国民健康保険団体連合会に提出します。

(要介護認定等の申請に係る援助)

第9条 事業者は、利用者が要介護認定等の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう援助します。

1. 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請を利用者に代わって行います。

(サービスの提供の記録)

第10条 事業者は、居宅介護支援の提供に関する記録を作成し、契約終了後5年間保管します。

1. 利用者は、事業者の営業時間内に、その事業所にて当該利用者に関する第1項の記録を閲覧できます。

2. 利用者は、当該利用者に関する第1項の記録の複写物の交付を受けることができます。
3. 第12条1項から3項の規定により、利用者又は事業者が解約を文書で通知し、かつ利用者が希望した場合、事業者は、直近の居宅サービス計画およびその実施状況に関する書面を作成し利用者に交付します。

(料金)

第11条 事業者が提供する居宅介護支援に対する料金規定は重要事項説明書のとおりです。

(契約の終了)

第12条 利用者は、事業者に対して文書で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。

1. 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して1ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。
2. 事業者は、利用者またはその家族が、事業者や介護支援専門員に対して契約を継続し難いほど の背信行為を行った場合は、文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することができます。
3. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

①利用者が介護保険施設に入所した場合

②利用者の要介護認定区分が、自立とされた場合

③利用者が死亡した場合

④介護保険を更新しなかった場合

⑤本契約に基づき適法に解除された場合

⑥契約後継続して3ヶ月間サービス利用希望が無く、居宅介護支援サービスが実施されない場合

⑦長期入院等により3ヶ月以上経過してサービス利用見込みが無い場合

(損害賠償)

第13条 事業者は、利用者に対するサービスの提供にあたって、事故が発生し利用者又は利用者の家族の生命・身体・財産の損害が発生した場合は、速やかに利用者に対して損害を賠償します。ただし、事業者に故意過失がなかった場合はこの限りではありません。

(秘密保持)

第14条 事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービスを提供する上で知り得た利用者およびその家族に関する事項について、守秘義務を厳守します。この守秘義務は契約終了後も同じです。

1. 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。

(身分証携帯義務)

第15条 介護支援専門員は、常に身分証を携帯し、初回訪問時および利用者や利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第16条 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

(善管注意義務)

第17条 事業者は、利用者より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意を持ってその業務を遂行します。

(本契約に定めない事項)

第18条 利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。

1. 本契約に定めない事項については、介護保険法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

(裁判管轄)

第19条 利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

芳珠記念病院居宅介護支援 利用約款同意書

居宅介護支援利用約款および重要事項説明書により説明と交付を受け、理解したうえでこの約款に同意します。

医療法人社団和楽仁 芳珠記念病院居宅介護支援事業所
理事長 仲井 培雄 殿

交付日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
同意日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

利用者 住 所 _____
氏 名 _____
連絡先 _____

保証人 住 所 _____
氏 名 _____
連絡先 _____

緊急連絡先 ①氏 名 _____ (続柄)
連絡先 _____

②氏 名 _____ (続柄)
連絡先 _____

個人情報の提供に係る同意書

芳珠記念病院居宅介護支援事業所が業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報を、次のとおり取り扱うことについて同意します。

- 1 必要に応じて、サービス担当者会議に用いる場合
- 2 必要に応じて、他のサービス提供事業所に提供する場合
- 3 治療等のため、医療機関に提供する場合
- 4 その他、正当な理由がある場合

芳珠記念病院居宅介護支援事業所

管理者 坂下 舞 殿

同意日_____年_____月_____日

利用者 住 所_____

氏 名_____

利用者代理人 住 所_____

氏 名_____

家族代表 住 所_____

氏 名_____